

# 経済建設委員会会議録

平成29年3月13日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 11:39

## 【 案 件 】

1. 議員提出議案第1号 飯塚市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例
2. 議案第2号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第4号)
3. 議案第8号 平成29年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算
4. 議案第9号 平成29年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
5. 議案第10号 平成29年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
6. 議案第11号 平成29年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
7. 議案第12号 平成29年度飯塚市駐車場事業特別会計予算
8. 議案第13号 平成29年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
9. 議案第16号 平成29年度飯塚市水道事業会計予算
10. 議案第17号 平成29年度飯塚市工業用水道事業会計予算
11. 議案第18号 平成29年度飯塚市下水道事業会計予算
12. 議案第28号 飯塚市霊園条例の一部を改正する条例
13. 議案第30号 飯塚都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
14. 議案第31号 市道路線の認定

## 【 報告事項 】

1. 街なか循環バス運行委託に係るプロポーザル方式による審査の結果について  
(商工観光課)
2. 飯塚市地域公共交通網形成計画の見直しについて  
(商工観光課)
3. 市管理道上における車両損傷事故について  
(土木管理課)
4. 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表について  
(建築課)
5. 工事請負変更契約について  
(上下水道局総務課)
6. 飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画の策定状況について  
(行財政改革推進課)

---

## ○委員長

ただいまより経済建設委員会を開会いたします。

「議員提出議案第1号 飯塚市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例」を議題といたします。本日の審査にあたりまして、本案の提出議員であります、江口徹議員が厚生委員会出席のため本委員会に出席できませんので、本案の賛成者であります古本俊克議員に、提出議員

に代わって、提案理由の説明をしていただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。それでは、提出議員の補足説明を求めます。

○古本委員

提案者がこの場にいませんので、私が代わって説明させていただきます。「議員提出議案第1号 飯塚市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し述べます。本条例は、昨年3月議会で成立したものでありますが、さらに、中小企業者等の、多様な構成員の意見を反映させることにより、市の産業政策がより効果的、実地的なものになるよう、本案を提出するものでございます。ぜひご賛同いただけるよう、よろしくお願いいたします。

なお、提案者から改正点の詳細についての資料を預かっておりますので、皆様に配布させていただきます。よろしくお願いをいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、提案者に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

○道祖委員

この中小企業振興基本条例については、理念条例ではなく、実効性が伴う条例にさせていただきたいということを前々から言っております。それに沿うように私ども議会のメンバーが、改正案を今回出されたんだとは理解しておりますけれど、ここに書いている点については、理解しておるんですが、詳細については、運用、規則の中で定めていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。例えば、円卓会議の第12条がありますけれど、ここに、その構成については書かれておりますけれど、人員については書かれておりませんが、その運用ということについては、それは運用規定をこれ以外に設けてやっていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○古本委員

詳しくは提案者のほうにお尋ねをするようになると思いますが、円卓会議でやるほうがより厚く会議を進めていけるというような考え方で、円卓会議にさせていただいております。ここに書いてある資料の中に、もう少し詳しく踏み込んで質問される用意があるのであれば、私もちょっと時間をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○道祖委員

言っている趣旨は、ここに書いているのは、詳細については、やはり運用がこの趣旨に沿った運用というのは、詳細の内容を決めて、運用していく。このように考えていいのかなということを行っているだけなんですよ。その運用の内容については、これは、行政のほうでテーマテーマによってはいろいろ出てきますので、お任せしてもよろしいのかなと思っているんですけど、そういうふうに理解していいんですかって言っているだけです。

○古本委員

それで結構です。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。古本議員ありがとうございました。

次に、議題全般に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

今、提案者に質問して、提案者からお答えいただきましたけれど、これだけでは、具体的な運用というのが、ちょっと難しいかと思うんですよね。定数の問題等もありますし、例えば、消費者という言葉がありますが、テーマによっては、消費者のあり方が違うと。消費者は、その消費者団体から選定するのか、公募にするのか、そういう点が出てくると思うんですよね。

そういうことについて、この議案を提案されて、行政はどういうふうを考えておるのか、お尋ねいたします。

○産学振興課長

この条例が可決されましたならば、附属機関の取り扱いになろうかと思っておりますので、組織運営等については、規則で定めるようになろうかと考えております。

また、構成員の消費者につきましては、委員言われる消費者団体からの代表、あるいは消費者につきましては、中小企業者もある意味、一面では消費者という一面もございます。ですので、中小企業者としての委員、それと消費者としての委員、両方の面を有した形での委員としての選定、そういったところで考えていこうかと考えております。

○道祖委員

中小企業は多岐にわたるわけですよ。でありますから、ここに書いておりますけど、12条の3に、円卓会議には、必要に応じて小委員会を設置することができるというふうにしております。なっておりますんで、運用のときに、まず円卓会議の第一に、メンバーを決めて小委員会をつくるという、そのところは業種別の問題が出てきますから、その辺の整理をどうするか、十分な検討をしていただきたいというふうに思っておりますが、そういうことは対応できますよね。

○産学振興課長

今言われましたところを留意しながら、検討していきたいと考えております。

○道祖委員

これが可決されて、条例として制定されたならば、行政にお願いですけれど、今お尋ねしたように、運用に関しての規則等を定めるということでありますので、その詳細が決まりましたら、ご連絡いただきたいと思っておりますので、その点よろしく申し上げます。できますよね。

○産学振興課長

経済建設委員会等で報告をさせていただきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 07

再開 10 : 18

委員会を再開いたします。採決いたします。

「議員提出議案第1号 飯塚市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第2号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○経済施設等対策室主幹

補正予算書の19ページをお願いいたします。本予算は繰越明許費でございまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づきまして、翌年度に繰り越すものでございます。内容といたしましては、20ページをお願いいたします。款「地方卸売市場費」、項「施設整備費」、事業名「施設整備基本構想策定事業」、金額912万1千円でございます。内容といたしまし

ては、委託料の８９６万８千円と、検討委員会の報酬並びに費用弁償、この２回分を次年度に繰り越すものでございます。以上で、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第２号 平成２８年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第４号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第８号 平成２９年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○住宅政策課長

「議案第８号 平成２９年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」につきまして、補足説明いたします。予算書の３２５ページをお願いいたします。第１条において、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ２３９９万２千円と定めるものでございます。その内容につきまして、歳入歳出事項別明細書にてご説明いたします。３３０ページをお願いいたします。

まず、歳出からご説明いたします。歳出につきましては、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の、１７７４万８千円につきましては、貸付金の回収に係る職員給与費及び関連経費を計上いたしております。なお、２５節積立金につきましては、歳入歳出の財源調整並びに基金預金利子及び基金の運用に伴う積立金として、６４６万５千円を計上いたしております。３３１ページをお願いいたします。２款公債費、１項公債費の６１４万４千円は、市債償還の元金及び利子を計上いたしております。

３２８ページにお戻りください。歳入につきましては、１款県支出金、１項県補助金、１目住宅新築資金等補助金の１１７万８千円は、市債の利子補給及び貸付金の償還事務に対する県補助金を計上いたしております。２款財産収入、１項財産運用収入の４６７万９千円は、減債基金の預金利子及び運用収入を計上いたしております。４款諸収入、１項貸付金元利収入、１目住宅新築資金等貸付金元利収入の１８１０万４千円は、国、県の住宅新築資金等貸付金の償還元金及び利子収入を計上いたしております。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第８号 平成２９年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第９号 平成２９年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○経営管理課長

「議案第9号 平成29年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の補足説明をいたします。予算書の335ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出それぞれ153億6683万4千円とするものでございます。平成29年度につきましては、本場開催は、SGレースを1節5日、特別G1レースを1節5日、G1レースを2節10日、G2レースを1節5日、普通開催レースを17節63日、ミッドナイトレース9節27日で、合計115日の開催予定で予算を編成しております。本場及び場外発売をあわせた飯塚オートレース場開催概算日数は347日の予定です。

主な内容につきまして、事項別明細によりご説明いたします。まず、歳出からご説明いたします。予算書の341ページをお願いいたします。平成29年度予算資料では、31ページをお願いいたします。1款2項1目の電話投票事務委託料4億4554万8千円は、前年と比較して9152万2千円増加しております。これは、民間ポータルサイトの売り上げ増に伴う委託料の増加によるものでございます。次に、電話投票システム運用負担金1億360万4千円は、前年と比較しまして、3180万6千円減少しております。これは、ミッドナイトレース開催負担分を、全国小型自動車競走施行者協議会負担金にて対応することとなったことによるものでございます。次に、予算書342ページ、場外発売関係費のところですが、場外発売経費負担金8億3400万円は、前年と比較しまして、9662万1千円増加しています。これは、直近の売り上げ状況を見込み、算出したものでございます。次に、1款2項2目の包括的民間委託料9億6176万8千円は、前年と比較しまして、1億2279万2千円増加しています。これは、歳入から当該委託料を除く歳出を引いたもので算出しております。次に、予算書の343ページをお願いいたします。施設改善事業費5318万7千円は、自動発払機、マルチビジョンなどの借上料及び空調設備改修工事設計委託料、場内通路テント等改修工事などの工事費の経費を計上しております。

次に、歳入でございますが、予算書の338ページをお願いいたします。1款1項1目1節勝車投票券発売収入147億779万円は、場外発売及びミッドナイトを含めた本場115日分の売り上げ見込みを計上いたしております。前年と比較しまして、6億8997万5千円増加しております。これは、直近の売り上げ状況を見込んで算出したものでございます。次に、2款1項1目1節、場外発売業務負担金5億8885万4千円は、本場及び専用場外発売所における他場受託分収入を計上いたしております。なお、平成29年度の当初予算の包括的民間委託料に伴います、収益保証につきましては、約4億1千万円を見込んでおります。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○平山委員

今、全体的な勝車投票券発売、6億8997万5千円、去年より売り上げが上がったということで、大変頑張っておると思うんですけど。この338ページの財産貸付収入の中で、売店、そういう中で、以前にも道祖委員から、他場はビールを売っておると。野球場でも、試合のときビールを売っておるので、飯塚市のレース場でもビールを売ったらどうかということで、調べておいてくれと言って、前から提案があっていると思います。今度、市長さんが変わりましたので、そここのところはどうか、ちょっと意見を聞きたいんですけど。よろしくお願いたします。

○経営管理課長

以前の経済建設委員会でもご指摘がありまして、アルコール類の販売についての考えということですが、前回お答えしたときは、海の中道での飲酒運転事故以来、飯塚オートではちょっと販売をやっていないということでお答えをいたしております。また、全国及び県内のアルコール類の販売状況等もいろいろ調べてはおりますけれども、現在は、オートレース場でいき

ますと、川口、伊勢崎、山陽の3場についてはアルコール販売をやっている。県内の公営競技では、飯塚オートを除けば、販売をされているということで調べてはおります。当然、新規ファン獲得、来場者サービスに向けては、アルコール販売については大変有効な手段とは認識はしておるところでございますけれども、他場の販売状況ですね、どのようにして販売しているのか。また、当飯塚場につきましては、いろいろ無料バスの、送迎バスがございますので、そういった利用促進を図るなど、飲酒運転につながらないような販売方法等を、いろいろと検討していく必要があるのかなというふうには考えてはおります。ただ、まだ具体的にどういった方法で、というところまでは至っておりませんので、ちょっと今後、調査研究を進めてまいりたいとは思っております。

○平山委員

飯塚以外の他場では、ビールも売っておるということは、調べは済んでおるということを知りましたので、今からまた夏の時期になりますし、包括的に民営化されております日本トーターも、今自腹を切りながらでも、飯塚市レース場の施設を改修してもらっております。是非、飯塚市としても、事故のない中で、他場と同様にビールが売れるように努力をしてほしいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○道祖委員

これは、質問というよりもお願いですが、売り上げ収入に関してなんですけれど、今、答弁にありましたように、無料のバスを出しておりますよね。無料のバスを新飯塚から、この近辺でいうと新飯塚駅からオートレース場まで無料のバスが出ていますね。利用者結構いらっしゃると思うんですけど、愛宕集会所までバスが出ているんですね。西鉄の公共バスが。愛宕集会所というところまで路線が伸びてから、出ているんですよ。このバスは、折り返し地点はオートレース場の近くなんですよ。それで、地元の人からの要望が、オートレースに行くお年寄りの方々が、バスに乗って新飯塚まで出て行っていると。新飯塚に出て行って、無料のバスに乗っていると。もし、愛宕集会所までですけど、折り返しはオートレース場の近辺でやっていますんで、そこまで路線を延長してもらえないだろうか。新飯塚まで行くバス賃と、集会所から、奥まで、集会所前なんです、路線は。ただ、リターンするところは、オートレース場のすぐ近くなんですよ。そこまで乗せてくれたら、いちいち新飯塚に行って、同じお金を払って、無料のバスに乗る必要ないという要望があるんです。どれくらいの利用者があるかというのは調査しないとわかりませんが、運輸省に路線延長の申請やらしなくちゃいけませんけれど、そういう声があるから、せっかくバスがオートレース場の近くまで出ているんですから、高齢者も結構多いあの周辺ですね。それで、僕も家の前を歩いているお年寄りの人に聞くんですけど、どこ行っているんですかと言ったら、ちょっと散歩がてらオートレース場に行って、1日遊んできますという人も結構いるので、そういう人たちが周りにおるとことなんですよ。繰り返しになりますけれど、せっかくリターンするのがオートレース場なので、時間のロスとか考えたら、何かうまい方法はないかなと。それは、オートレース場のほうの売り上げを伸ばすためには、1つの案であると思いますので、ご検討いただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○委員長

答弁はよろしいですか。いいですか。答弁できます。

○経営管理課長

当然、バスの路線のことですので、ちょっと、西鉄のほうとも打ち合わせをさせていただきまして、ぜひ検討はやっていきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第9号 平成29年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第10号 平成29年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

議案第10号平成29年度飯塚市農業集落排水事業特別会計の補足説明をいたします。予算書の349ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2258万3千円とするものでございます。事項別明細により、歳出からご説明をいたします。予算書の353ページをお願いいたします。歳出につきまして、1款1項1目一般管理費において、上下水道局への事務委任負担金など130万7千円、2目施設管理費につきましては、主なものとして、光熱水費、維持管理委託料、汚泥抜き取り等委託料などで726万6千円、2款1項交際費として、1301万円を市債償還金として計上しております。

次に、歳入について、ご説明をいたします。予算書の352ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款1項1目の農業集落排水事業分担金を1件分の17万円、2款1項1目の集落排水処理施設使用料を352万1千円としております。使用料収入につきましては、平成27年度に2件の新規加入がございましたが、人頭割りにより料金を算定していることから、人口減少を勘案して、前年度と同額としております。次に、3款1項1目の一般会計繰入金では、1709万1千円として、歳入歳出の収支バランスをとっております。以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第10号 平成29年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第11号 平成29年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第11号 平成29年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」について、補足説明をいたします。予算書の357ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6869万8千円と定めるものでございます。

内容の主なものについて、歳出からご説明をいたします。361ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の1376万4千円は、職員1名の給与等と嘱託職員1名の賃金等でございます。2目市場管理費の1819万9千円を、市場施設の維持管理に係る経費として計

上しておりますが、その主なものといたしましては、362ページの維持補修費、冷凍庫等点検委託料、清掃委託料、汚水処理施設維持管理委託料、老朽化によります各所補修工事などでございます。363ページをお願いいたします。2款1項公債費では、3573万5千円を市債償還金として計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。戻りまして、360ページをお願いいたします。

1款1項1目地方卸売市場使用料は、前年度と同額の6408万4千円としております。昨年度は熊本地震の影響等から年度の途中で減額補正を行いました。下半期の後半あたりからは当初の予定どおりに卸売り高が推移しておりますことから、前年度と同額といたしております。2款1項1目一般会計繰入金では、183万1千円を計上して、収支バランスをとっておりますが、主に、市債償還金の減額によりまして、前年度より804万2千円の減額としております。4款1項1目雑入の278万2千円は、主なものといたしまして、水産物部汚水処理施設維持管理費負担金として、処理費の実費を水産物部卸売業者が負担することから、繰り入れるものでございます。以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第11号 平成29年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第12号 平成29年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○住宅政策課長

「議案第12号 平成29年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」について、補足説明いたします。予算書の369ページをお願いいたします。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9619万1千円と定めるものでございます。

その主な内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書にてご説明いたします。374ページをお願いいたします。歳出につきましては、1款駐車場事業費、1項駐車場事業費、1目一般管理費の974万6千円は、駐車場運営に係る職員給与費を計上いたしております。2目駐車場管理費の2977万5千円は、飯塚立体駐車場、本町駐車場及び東町駐車場の駐車場管理に伴う関係経費を計上いたしております。なお、13節委託料につきましては、平成28年度から5年間、公益社団法人飯塚市シルバー人材センターを指定管理者として委託契約を締結しておりますので、その年間委託料として2482万円を計上し、14節使用料及び賃借料につきましては、飯塚立体駐車場の発券機等のシステム借上料として317万3千円を計上いたしております。375ページ、2項施設整備費、1目施設整備費の5567万円は、飯塚立体駐車場につきまして、供用開始から24年が経過し、経年劣化、老朽化が見られ、改修工事が必要なため、外壁改修等の経費を計上いたしております。

続きまして、373ページにお戻り願います。歳入につきましては、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目駐車場使用料の3407万3千円は、飯塚立体駐車場、本町駐車場及び東町駐車場等の使用料を計上いたしており、2款繰入金、1項一般会計繰入金の642万円は、一般会計からの繰入金を計上いたしております。また、5款市債、1項市債、1目駐車場事業債の5560万円は、歳出でご説明いたしました、飯塚立体駐車場の整備事業に伴う起債を計上



したものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第12号 平成29年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第13号 平成29年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○産学振興課長

「議案第13号 平成29年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」について、補足説明いたします。予算書381ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6468万6千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

歳出から説明をさせていただきます。385ページをお願いいたします。第1款、第1項工業用地造成事業費といたしまして、鯉田工業団地、目尾工業団地の管理費として、242万2千円を計上いたしております。第2款、第1項公債費につきましては、鯉田工業団地造成に係る借入金の平成29年度分の償還元金及び目尾工業団地造成に係る借入金の全額の償還元金6126万4千円を計上いたしております。第3款、第1項予備費につきましては100万円を計上いたしております。

続きまして、歳入をご説明させていただきます。戻りまして384ページをお願いいたします。まず、第1款、第1項財産運用収入ですが、九電柱の貸し付け1万1千円、及び鯉田工業団地第2区画に立地しております、株式会社タイセイプラスとの売買契約におきまして、10年後に土地売買金額9576万1778円を支払い、その間、固定資産税相当額の支払いを行うという、企業立地に要する初期投資費用を軽減するための使用貸借特約付分譲制度により土地売買契約を行っているため、その固定資産税相当額を貸付料50万3千円、合計51万4千円を計上いたしております。第2款、第1項繰越金ですが、これは平成28年度からの本会計における繰越金見込み額を計上いたしております。

以上、簡単ではありますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第13号 平成29年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第16号 平成29年度飯塚市水道事業会計予算」を議題といたします。執行

部の補足説明を求めます。

○上下水道局総務課長

「議案第16号 平成29年度飯塚市水道事業会計予算」について、補足説明をいたします。別冊になっております予算書の1ページをお願いいたします。予算第2条業務の予定量につきましては、年間総給水量1449万764立方メートルを予定いたしております。次に、予算第3条の収益的収入及び支出で、収益的収入といたしまして21億8140万円を、支出といたしまして21億8023万3千円を計上いたしております。予算第4条の資本的収入及び支出で、資本的収入といたしまして3億7764万円を、2ページになりますが、支出といたしまして13億7106万円を計上いたしております。また、第5条債務負担行為で、飯塚市浄水場運転管理及び料金収納等業務委託につきましては、期間、平成29年度から34年度まで、また、馬敷配水池築造工事につきましては、期間、平成29年度から30年度までの2件を計上しております。

次に、主な内容につきまして、予算明細書によりご説明いたします。20ページをお願いいたします。収益的収入でございますが、1款1項1目給水収益で水道料金19億3659万7千円を計上いたしております。21ページをお願いいたします。1款2項4目減価償却費に対する経費として長期前受金戻入で1億5467万3千円を計上いたしております。収益的支出でございますが、1款水道事業費用で人件費、委託料、動力費など、經常経費21億8023万3千円を計上いたしております。28ページをお願いいたします。資本的収入でございますが、改良事業、新設事業等の財源として、1款1項1目企業債1億3460万円、2項1目出資金1億3460万円等を計上いたしております。29ページをお願いいたします。資本的支出の1款1項改良事業費でございますが、1目配水施設改良費で、工事請負費として伊岐須地区配水管布設替工事等3億510万円、2目諸施設改良費で、工事請負費として秋松浄水場急速ろ過機改良工事等2億3390万6千円を計上いたしております。次に、30ページをお願いいたします。1款2項の新設事業費でございますが、1目配水施設新設費で、工事請負費としまして、上三緒～綱分配水池連絡管布設工事等6860万円を計上いたしております。31ページをお願いいたします。1款3項の第8期拡張事業費でございますが、1目拡張事業費で馬敷配水池築造（配管）工事1億3900万円を計上いたしております。1款4項1目企業債償還金で、4億5505万1千円を計上いたしております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第16号 平成29年度飯塚市水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第17号 平成29年度飯塚市工業用水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○上下水道局総務課長

「議案第17号 平成29年度飯塚市工業用水道事業会計予算」について、補足説明をいたします。予算書の33ページをお願いいたします。

予算第3条の収益的収入及び支出で、収益的収入として4857万9千円を、支出といたし

まして4797万円を計上いたしております。予算第4条の資本的収入として489万2千円を、資本的支出といたしまして、1312万円を計上いたしております。

次に、主な内容につきまして、予算明細書によりご説明いたします。46ページをお願いいたします。収益的収入でございますが、1款1項1目給水収益で、給水契約を結んでおります6事業所の契約水量に基づく水道料金552万2千円を計上しております。1款2項2目他会計補助金で2545万4千円、同じく2項3目長期前受金戻入で1686万7千円を計上いたしております。47ページをお願いいたします。収益的支出といたしまして、1款工業用水道事業費用で、人件費、減価償却費等4797万円の経費を計上いたしております。49ページをお願いいたします。資本的収入といたしまして、1款1項1目他会計補助金で489万2千円を計上しております。資本的支出でございますが、1款1項1目工事請負費で1279万5千円を計上いたしております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第17号 平成29年度飯塚市工業用水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第18号 平成29年度飯塚市下水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○上下水道局総務課長

「議案第18号 平成29年度飯塚市下水道事業会計予算」について、補足説明をいたします。予算書の51ページをお願いいたします。予算第2条業務の予定量につきましては、年間総処理水量752万954立方メートルを予定いたしております。予算第3条の収益的収入及び支出で、収益的収入としまして21億5208万2千円を、支出といたしまして19億8996万7千円を計上いたしております。52ページをお願いいたします。予算第4条の資本的収入及び支出で、資本的収入としまして8億2627万3千円を、支出といたしまして15億7389万7千円を計上いたしております。次に第5条、債務負担行為で、水洗便所等改造資金利子補給金、期間を平成29年度から35年度まで、また、川島菰田汚水幹線管渠改築(2工区)工事及び片島ポンプ場機械設備工事等、あわせまして3件について、それぞれ期間を平成30年度までとして計上いたしております。

次に、主な内容につきまして、予算明細書によりご説明いたします。70ページをお願いいたします。収益的収入でございますが、1款1項1目下水道使用料で10億935万8千円を計上いたしております。1款2項3目、減価償却費に対する経費として長期前受金戻入で5億8948万1千円を計上いたしております。71ページをお願いいたします。収益的支出でございますが、1款下水道事業費用として、人件費、委託料などの経常経費19億8996万7千円を計上いたしております。次に、78ページをお願いいたします。資本的収入でございますが、施設整備、施設改良の財源としまして、1款1項1目企業債3億9230万円を、1款2項1目国庫補助金3億1660万円を計上いたしております。次に、資本的支出でございますが、1款1項1目施設整備費の委託料で、相田地区汚水管渠測量調査設計委託料など8027万円と、79ページ上段の工事請負費で庄司地区汚水管渠布設工事など1億

8290万円を計上いたしております。次に、1款1項2目施設改良費で、ストックマネジメント計画策定業務などの委託料9250万円と片島ポンプ場機械設備改築工事等の工事請負費で4億2301万5千円を計上いたしております。次に、80ページをお願いいたします。1款2項1目企業債償還金で6億5403万8千円を計上しております。

続きまして、下水道普及促進の取り組み概要について説明いたします。別紙で提出しております、「議案第18号 下水道事業関連資料」をお願いいたします。A4、1枚ものがございます。1項目目としまして、先ほど第5条の債務負担行為で説明いたしました、水洗化支援融資制度及び利子補給制度の拡充についてでございますが、現行の借入限度額70万円から10万円拡充いたしまして、借入限度額を80万円とするものでございます。2項目目といたしまして、高齢者世帯水洗便所等改造費補助金の一律化についてでございますが、現行は65歳以上のみで構成される世帯に対しまして、市県民税額15万円を基準といたしまして、3万円もしくは5万円の補助額としておりましたものを、一律5万円とするものでございます。3項目目といたしまして、高齢者単独世帯の受益者負担金の減免についてでございますが、65歳以上のみで構成される世帯に対しまして、受益者負担金を30パーセント減免するものでございます。いずれも適用は平成29年度からとしております。以上の内容で、下水道普及に努めてまいりたいと考えております。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第18号 平成29年度飯塚市下水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第28号 飯塚市霊園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市計画課長

「議案第28号 飯塚市霊園条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。別冊議案書の39ページをお願いいたします。飯塚霊園の墓地の使用者が、市内に住所を有しない場合の当該墓地の管理の適正化を図るため、条文を改正するものでございます。条例第11条は、管理人の選定届け出義務について規定したもので、墓地の使用者が市外に転出したとき、または、市内に住所を有しない場合は、市内に住所を有する者を管理人として選定し、届け出なければならないと規定しているものでございます。墓地の使用者が市外に居住している場合、この管理人を通じて、使用権の承継や、住所または氏名等の変更、碑石設置の届け出や、維持管理上必要な措置などの相互関係について、継承するためのものとして、飯塚霊園が設置された昭和54年当初から義務付けしておりました。しかしながら、近年の交通手段、交通網及び通信手段の発達により、墓地の使用者が市外に居住していても、各種手続等が可能であることから、必ずしも管理人の選定が必要ではないため、市長が特に認める場合はこの限りでない、というただし書きを加えるものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○田中裕二委員

確認でございますが、今まで管理人の方は、市内の居住の方と限られていたのが、市長が特に認める場合はこの限りではないということは、市外の方でも認めるという、そのような捉え方でいいですか。

○都市計画課長

墓地の使用者が市外に居住しても、市内に居住している場合と同様に、各種必要な手続などが対応できる場合ということでございます。

○委員長

ほかに質疑ございませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第28号 飯塚市霊園条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第30号 飯塚都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○上下水道局総務課長

「議案第30号 飯塚都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。議案書の42ページをお願いいたします。本議案につきましては、福岡県の都市計画区域の再編に伴いまして、都市計画区域の名称が変更されたため、「飯塚都市計画」から「筑豊広域都市計画」と一部改正するものでございます。新旧対照表の説明は省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第30号 飯塚都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第31号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第31号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。議案書の44ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるため、提出するものでございます。今回認定する路線は、1路線、延長112.6メートルでございます。本路線は、開発帰属に伴う路線認定を行うものでございます。路線箇所は45ペー

ジに記載しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第31号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の6件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「街なか循環バス運行委託に係るプロポーザル方式による審査の結果」について、報告を求めます。

○商工観光課長

「街なか循環バス運行委託に係るプロポーザル方式による審査結果」について、ご報告いたします。お手元に資料を配布させていただいております。平成29年度の街なか循環バスの運行委託につきましては、1月10日から1月27日まで公募を行い、2社の応募がありました。2月3日に書類による第1次審査を行い、また、2月9日にプレゼンテーションによる第2次審査を行いました。その結果、運行委託業者は(有)Shonai観光に決定いたしました。

以上、「街なか循環バス運行委託に係るプロポーザル方式による審査結果」についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市地域公共交通網形成計画の見直し」について、報告を求めます。

○商工観光課長

「飯塚市地域公共交通網形成計画の見直し」について、ご説明をいたします。お手元に資料として平成27年3月策定の「飯塚市地域公共交通網形成計画」、クリーム色の冊子になりますけれども、そちらのほうを配布させていただいておりますが、今回、この計画に内容を追加、補足するものとして、「飯塚市地域公共交通網形成計画(追補版:追加及び補足版)(案)」を別冊で作成いたしております。別冊の追補版のほうの資料の1ページをお願いいたします。1の「追補版策定の趣旨・背景」でございますが、現在の計画におきましては、計画期間を平成27年度から平成29年度までと策定しておりますが、計画策定後に、第2次飯塚市総合計画及び飯塚市立地適正化計画が策定されたことから、これらの上位計画との整合性を図るため、見直しを行うものでございます。現在の計画は、コミュニティバスを中心として組み立てられておまして、第2次飯塚市総合計画及び飯塚市立地適正化計画に明記されている、広域交通の利便性の向上や定住促進などのまちづくりとの連携についての記載がないことから、これらの項目を盛り込み、平成29年度中に策定の次期計画への移行を円滑かつ効果的に進めるため、今回、追補版を策定し、現計画の別冊として整理するものでございます。次に、5ページをお

願いたします。下段のほうに記載しております、2の「計画に追補する内容」でございますが、これにつきましては、法律に基づき定められた基本方針には、計画の作成に関する基本的な事項として、地域が目指すべき将来像とともに、公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、取り組みの方向性を基本的な方針として記載することが求められております。このことを踏まえまして、次のページの6ページに、一覧表にして、追加すべき項目を整理いたしております。6ページのほうの表の左端に、基本事項の項目を記載いたしております。上から、「目指すべき将来像」、次の欄に「公共交通が果たすべき役割」、その下に縦書きで「果たすべき役割に対する取り組みの方向性」として6つの項目を記載して整理いたしております。表の中の網掛けの部分が今回、追加及び補足する箇所となります。まずは、表の第一、「目指すべき将来像」でございますが、これは、現計画には記載がないことから、第2次飯塚市総合計画に基づき、「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住み続けたいまち ～ともに創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか～」の記載を追加いたします。次に、「果たすべき役割に対する取り組みの方向性」の見直しでございますが、網掛け部分の項目欄の「地域全体を見渡した総合的な公共交通の形成」につきましては、現計画においては、「方針1：地区間の連結強化」のみの記載でありましたので、これに方針1-2として「鉄道を含む総合かつ持続安定的な交通ネットワークの再構築」の記載を追加いたします。それから、次の項目欄「公共交通の活性化及び再生に向けた取組」につきましては、現計画においては、「方針2：運行状況のモニタリング」のみの記載でありましたので、これに方針2-2として「定住の促進と暮らしやすさを確保するための交通利便性の向上」の記載を追加いたします。それから、次の網掛けの項目欄「まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保」につきましては、現計画においては記載がありませんので、新たに方針5-1として、「地域のつながりと豊かなコミュニティをはぐくむ公共交通ネットワークの構築」及び方針5-2として「健幸都市づくりにつながる交通ネットワークの構築」の記載を補足いたします。それから、次の項目欄「広域連携の推進」につきましても、現計画においては記載がありませんでしたので、新たに方針6として、「都市間の広域的な連携を促進する交通の利便性の向上」の記載を補足いたします。以上のことを現在の計画に追加及び補足いたしまして、平成29年度中に策定予定の次期計画へのスムーズな移行を行うものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市管理道上における車両損傷事故について」、報告を求めます。

○土木管理課長

市道上における事故について、ご報告いたします。本件事故は、平成29年1月27日午前9時40分頃、東徳前地内の市が管理する県道との取りつけ道路において、当事者が枝国側から飯塚方面へ走行中、進行方向右寄りにできたくぼみに車両右側前後輪を落とし込ませ、同乗者のけがと車両右側前後輪のタイヤ及びホイールを損傷させたものです。この事故によります過失割合につきましては、現在保険会社と協議中であり、その結果をもって相手方と協議を行うものでございます。

また、道路の点検補修につきましては、日ごろより市報などでの情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表について」、報告を求めます。

○建築課長

「要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表について」、福岡県の建築指導課より建築課に対し、飯塚市の公共施設に対する報告の取りまとめの依頼がありましたので、建築課のほうにて報告をさせていただきます。お手元の配布資料に記載のとおり、建築物の耐震改修の促進に関する法律が平成25年11月に改正施行され、不特定多数の者が利用する建築物及び、避難弱者が利用する建築物のうち大規模な建築物の所有者につきましては、耐震診断を行い、その結果を特定行政庁に報告することが義務付けられました。このたび所管行政庁であります福岡県に対しまして、資料のとおり、本市施設21カ所を報告した内容が公表されることになりましたので、ご報告いたします。資料No1から17は学校施設が対象となりますが、No1から13の施設に関しては、耐震診断を行い、耐震補強完了後の結果が公表されます。No14から17の施設に関しては、小中一貫校として新たに整備を進めており、耐震診断は実施していない旨が公表されることとなります。本委員会の経営管理課の所管施設としましては、No18、19の飯塚オートレース場第一、第二スタンドが対象となりますが、両施設とも耐震診断を実施した結果、現行の耐震基準を満たしていない診断結果となり、その旨が公表されることになりました。今後の整備につきましては原課で検討中でございます。資料No20は飯塚市役所本庁舎ですが、耐震診断を実施した結果、現行の耐震診断基準を満たしていない診断結果となり、今後の改修予定としては平成29年5月以降に除却を予定の旨が公表されることとなります。資料No21の飯塚第一体育館ですが、整備計画にて耐震診断は実施していない旨が公表されることとなります。以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○上下水道局総務課長

上下水道局の工事請負変更契約の締結につきまして、お手元に配布しております資料により報告いたします。鎮西中学校区小中一貫校污水管渠新設工事につきましては、原契約金額から359万7480円を増額しまして、変更契約金額を8454万1320円としたものであります。変更の理由としましては、実施に伴う現地試掘の結果、地下水を多く含んだ地盤が確認され、一部区間において、推進可能な工法に変更したため、変更契約を行ったものでございます。なお、本工事につきましては、平成29年2月21日に竣工いたしております。

以上、簡単でございますが、工事請負変更契約の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

推進可能な工法に変更したということですが、これ、どれくらいの距離だったんですか。

○上下水道局総務課長

約173メートルでございます。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画の策定状況について」、報告を



求めます。

○行財政改革推進課長

「公共施設等のあり方に関する第3次実施計画の策定状況」につきまして、ご報告させていただきます。本日提出いたしております、資料1の1ページをお願いいたします。本計画素案につきましては、昨年11月に各委員会に報告させていただきました。その後、市内12地区におきまして、各2回の懇談会を開催、今もいたしております。開催状況につきましては、①で記載しているとおりでございます。次の、②は懇談会での意見と現時点での市としての考え方を整理したものを記載いたしております。その概要について、説明させていただきます。まず、「1. 公共施設のあり方に関する第3次実施計画（素案）の策定方法に関する意見」では、どのような手順で策定したのか、それから、市民の意見などを聞いたのかといったような意見が出されております。次に、「2. 計画素案に関する意見」でございますが、廃止や縮減ではなく、必要な施設は残すべきといったご意見をいただいております。2ページをお願いいたします。「3. 市民意見の反映に関する意見」では、市民意見を大切にしてほしいといった趣旨の意見をいただいております。「4. 懇談会のあり方」については、参加者が少ないので周知方法を検討すべきといったご指摘をいただいております。次に、「5. 跡地、跡施設に関する意見」では、特に学校跡地に対するご意見をいただいております。次の6からは、個別施設に対する意見となっておりますので、各委員会の所管施設についてのみ、ご説明いたします。5ページをお願いいたします。19番、市営住宅については、反対の意見というのはほとんどございませんでしたが、縮減の方法について、いろいろ意見が出されております。

次に、資料2のほうをお願いいたします。A3の、同じく縦型の分でございます。昨年の11月から1月にかけて、この計画素案に関します意見募集を行った結果、57名の方からご意見をいただいております。その概要についてご説明させていただきます。最初の、今後の人口減少に伴い、飯塚市の公共施設等の延床面積を今後10年間で削減することについてのご意見でございますが、これについては、賛否が分かれたというところでございます。次に、計画素案以外に知りたい情報は、という問いにつきましては、2ページの素案全体に関するご意見も含めて、さまざまなご意見をいただいておりますので、後ほどお読みいただきますようお願いいたします。続きまして、5ページをお願いいたします。所管の施設になります、市営住宅に対するご意見でございますが、本計画素案では2.5万平米削減することを掲げておりましたが、削減については、計画以上の縮減を目指すべきとのご意見をいただいております。次に、汚水処理施設、それから上下水道に関するご意見でございますが、これは内野地区でございます、農業集落排水施設に関するご意見でございます。ここにつきましては、加入率が低いため、本計画素案では更新時に合併浄化槽への移行を検討するということにいたしておりましたので、このようなご意見が出されております。

次に、資料3をお願いいたします。資料1、懇談会の意見、資料2、市民意見募集、そういったご意見を踏まえ、本計画素案の一部見直し案を検討いたしております。まず、1ページのNo2(6)実施スケジュールについてでございますが、懇談会の中で、市の公共施設等の廃止や縮小などの最適化については、大体理解できるというようなご意見が多くございました。しかしながら、マイナスのイメージしかなく、まちづくりの将来や、地域の未来の考え方を方針として示してほしいというご意見を多数いただいております。そこで、右側に記載いたしておりますが、公共施設の最適化の成果に応じて、そこで不要となった財源の一部をまちづくりの予算として組み替えていく、いわゆるインセンティブ予算といったような制度設計が必要であると思われるので、今後検討を行うと記載いたしております。この内容につきましては、資料4の10ページ、4のほうでございますが、これが計画の前書きというか、前半部分になります。そこの10ページに、今の部分、実施スケジュールの分を書いておりますので、後ほど見ていただければと思います。次に、3ページをお願いします。資料3の3ページのほうで

ございますが、No22からNo23の市営住宅についてでございます。市営住宅を廃止すると、これまでの地域コミュニティが希薄になるのではといったご意見を今までいただいておりますので、備考欄に書かせていただくということで考えております。それから、コミュニティの活動の維持について配慮が必要といった記載を、備考欄に書かせていただくと思っております。それから、これについては議会からのご意見でございましたが、今後ふえる空き家の活用についても、同じように縮減のときに活用するというので備考欄で記載させていただくように考えております。

今後のスケジュールといたしましては、議会でのご意見、それから2回目の市民懇談会の意見を踏まえ、計画を策定したいと考えております。したがって、当初、28年度中に策定すると、予定ではしてございましたけれども、変更いたしまして29年度の早い時期に本計画の策定をまいります。以上で説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○平山委員

今、説明がありましたけれど、これ、公共施設等のあり方に関する第3次実施計画ですよ。今、颯田の体育館がありますよね。あれも公共施設で、あれは第1次公共施設の実施計画のあり方の中で、廃止となっておりますよね。そして、いまだにその問題はまだ解決してないんですよ。そして、今、このアンケート、この調査表、参加状況を見ながら、颯田は平成28年12月6日と平成29年2月7日、これ、第3次実施計画の説明会があったと思うんですけど、この中で、いまだに颯田地区の中では、計画書をどうやってつくったのかとか、市民の意見は聞いたのかとか、こういう程度の進捗状況の中で、本当にこの公共施設のあり方の計画をした中で、実施が、これできるんですか。特に、颯田の中では体育館、それと前の公民館、それと保育園。今後、この問題はどうなるのか、ちょっと、進めていっているのか、どうなっているのか、説明してください。

暫時休憩します。

休憩 11:35

再開 11:36

委員会を再開します。

○行財政改革推進課長

ご指摘いただきましたように、颯田の体育館については、元々、第1次実施計画の中では、平成24年度をもって廃止するというようなことになっておりました。現時点においても、まだ廃止はされず、使われているという状況の中で、今質問されたのは、いわゆる公共施設というのが本当にこの計画どおり進めていくものは何かあるのかという、ご指摘だろうと思います。確かに、飯塚市としては、合併以降ずっと公共施設については、問題については取り組んでまいりました。今回、やり方を多少変えて、いわゆる市民懇談会ということで、地元に入り込んで、今後どうしようかという話し合いをしてきました。最終的に、その結果がどうなるのかというのは、まだ私もわかりませんが、ただ、今後このまま公共施設を維持するということは到底無理ということでございますので、今後も市民の皆さんと話し合いながら、公共施設については縮減していくという方向性を持って進めていきたいというふうに思っております。

○平山委員

そういう考え方の中で、本当に、今、公共施設の中、もう本当に古くなって、雨漏りがし、トイレが詰まり、今、現状態で使えない状態の中で、その代替地が、代替場所がないんですよ。その颯田の体育館の中でも、老人会の運動会とか、いろんな子どもたちの集まりの中で、今使っているんですけどね。その代替地も早く探してやることを、どうするのかという結論を、

これ、先ほど答弁を聞きましたけれども、24年度中に、廃止という計画を立てた中で、いまだに、まだこのような状態の中であります。1つ、緊急に、早急に問題解決をできるように、施策を練っていくことをお願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

正副委員長を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。この委員構成での委員会は、本日が最後となる予定でございます。委員の皆様方、また執行部の皆様方のご理解、ご協力をいただきまして、無事、委員長の責務を務めることができました。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

以上をもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。